



埼玉県希少野生動植物の
種の保護に関する条例



埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、県内に生息し又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、県及び県民等が一体となって、希少野生動植物の種の保護を図り、これを県民共通の財産として次代に継承することを目的とする。

（県の責務）

第3条 県は、野生動植物の種が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物の種の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、教育活動、広報活動等を通じて、希少野生動植物の種の保護の必要性について、県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、市町村が行う希少野生動植物の種の保護に関する施策を支援するものとする。

（県民等の責務）

第4条 県民等は、前条第1項の県が行う施策に協力する等希少野生動植物の種の保護に寄与するように努めなければならない。

（希少野生動植物の生息生育空間の確保）

第7条 県、県民及び事業者は、希少野生動植物の生息及び生育が可能な環境の保全及び創造に努めるものとする。

（捕獲等の届出）

第12条 特定県内希少野生動植物種以外の県内希少野生動植物種の生きている個体（飼育し、若しくは栽培している生きている個体又は繁殖させた生きている個体を除く。以下同じ。）の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、届出に係る捕獲等が県内希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出をした者に対して、規則で定めるところにより、届出に係る捕獲等をするを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、届出に係る捕獲等に着手してはならない。ただし、知事が県内希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

（罰則）

第41条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 第12条第1項の規定による届出をしないで特定県内希少野生動植物種以外の県内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をし、又は虚偽の届出をした者
- 第12条第2項の規定による命令に違反した者
- 第12条第5項の規定に違反した者

● 埼玉県希少野生動植物

埼玉県では、県内に生息する野生動植物を調査し、絶滅のおそれのある種を県のレッドデータブックに掲載しています。その中では、動物787種、植物1,031種が希少な野生動植物として取り上げられています。

● 条例の概要

希少な野生動植物を絶滅から守り、県民共通の財産として次代に継承するため、希少野生動植物の種の保護に必要な事項を定めた条例です。希少野生動植物の生息が可能な環境の保全・創造に努めると共に、県のレッドデータブック掲載種の中でも特に保護が必要な種を「県内希少野生動植物種」に指定して捕獲等の制限をします。さらに厳しい規制が必要な場合は、「特定県内希少野生動植物種」に指定してより一層の保護を図ります。

県レッドデータブック掲載種

県内希少野生動植物種

(2000年12月1日17種指定)
(2001年12月1日 5種指定)

特定県内希少野生動植物種
捕獲等の禁止

また、県内希少野生動植物種ごとに保護管理事業計画の策定や希少野生動植物保護区の指定をすることもできます。

県内希少野生動植物の生息地

希少野生動植物保護区

監視地区:開発行為等は届出が必要

管理地区:開発行為等は許可が必要

条例に関するお問い合わせは
埼玉県環境部自然環境課
TEL 048-830-3143

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する

条例による県内希少野生動植物種

県内希少野生動植物種の捕獲等は届出が必要です。

指定された種を捕獲や採取、殺傷などする場合は、あらかじめ届出が必要となります。ただし、保護に支障を及ぼすおそれがあると認められた場合は、捕獲等はできません。届出をしないで捕獲等をした場合は、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の適用があります。



ムサシトミヨ トゲウオ科

「県の魚」に指定されています。かつては、関東地方の南部に広く分布していましたが、現在は熊谷市の元荒川上流部のみに生息しています。（H12.12.1指定）



イモリ イモリ科

秩父地域や県西部地域などの山間部の池沼、水路などに生息している両生類です。腹が赤いのが特徴です。（H12.12.1指定）



ソボツチスガリ アナバチ科

地面に巣穴を掘るハチの仲間です。秩父地域と県北部地域のごく限られた場所にしか生息していません。体長1.5cmほどの成虫は、夏の限られた時期にしか姿を見せません。（H12.12.1指定）



アオネカズラ ウラボシ科

県西部地域の山地の岩壁や木の幹に生育するシダ植物です。根茎が緑なので「青根」という名前がついています。夏に落葉し、秋に新しい葉を出すのが特徴です。（H12.12.1指定）

キレハオオクボシダ ヒメウラボシ科

常緑で小型のシダ植物です。太平洋側の山地に分布し、埼玉県が北限になっています。秩父地域の岩壁にまれに見られます。（H12.12.1指定）



デンジソウ デンジソウ科

県東部地域の湿地に生育する水生のシダ植物です。4枚の小葉が漢字の「田」の字の形に並ぶところから、この名前がつけました。（H12.12.1指定）



イトハコベ ナデシコ科

県東部地域の日当たりのよい湿原に生育する多年草です。初夏に直径8mmほどの花がまばらに咲きます。茎も葉も細く繊細なところから、この名前がつけました。（H13.12.1指定）



オニバス スイレン科

池や水路で見られる1年生の水草です。絶滅したと考えられていましたが、北川辺町の水路で休眠していた種子から復活しました。夏に直径4cmほどの花が咲きます。（H12.12.1指定）

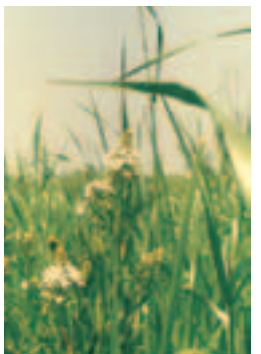


タマノカンアオイ ウマノスズクサ科

県西部地域の雑木林でわずかに見られます。多摩丘陵に多く生育するところから、この名前がつけました。常緑の多年草で、春、直径3cmほどの暗紫色の花が咲きます。（H12.12.1指定）

サワトラノオ サクラソウ科

県中央部地域の湿地に生える多年草です。茎は直立して群生し、高さ30cmほどになります。春に、小さな白い花が穂になって咲きます。（H13.12.1指定）





サクランソウ サクランソウ科

「県の花」に指定されています。昔は荒川河川敷の草原に広く生育していましたが、現在はさいたま市の田島ヶ原など限られた場所で見られませんが、(H12.12.1指定)



トダスゲ カヤツリグサ科

荒川下流の湿地に生える多年草です。戸田市周辺の湿地に生えていたことから、この名前がつけました。高さ40cmほどで、茎の先に濃褐色の穂をつけます。(H13.12.1指定)



チチブイワザクラ サクランソウ科

秩父の武甲山に固有の植物で、石灰岩の割れ目や岩棚でわずかに見られます。多年草で、4~5月に直径3cmほどの花が咲きます。(H12.12.1指定)

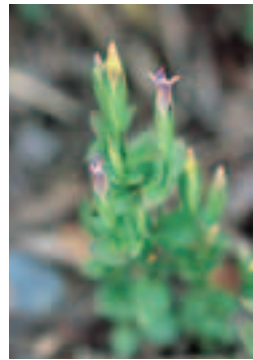


ムギラン ラン科

県北部地域の岩壁に生える常緑の多年草です。硬い茎を岩上にはうように伸ばし、麦粒のような短い茎の先に葉をつけます。初夏に小さな白い花が咲きます。(H13.12.1指定)

チチブリンドウ リンドウ科

秩父地域の石灰岩地に生える1年草です。高さは10cmほどで、秋に淡い紫色の花が咲きます。秩父で初めて発見されたところから、この名前がつけました。(H13.12.1指定)



ホテイラン ラン科

秩父地域の亜高山帯の林に生育する多年草です。初夏、高さ10cmほどの茎の先に、香りのある淡紅色の花が咲きます。(H12.12.1指定)



キタミソウ ゴマノハグサ科

池や川の水辺に生える小型の1年草です。北海道の北見地方で発見され、熊本県や埼玉県などに飛び離れて分布します。花は小さく3mmほどです。(H12.12.1指定)

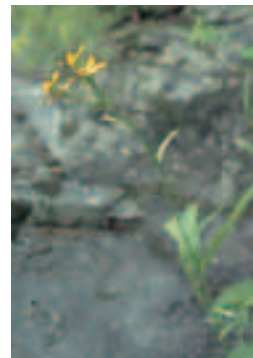
コクラン ラン科

県西部地域の常緑樹林に生育する、常緑の多年草です。太くて柔らかい茎の先に葉を広げます。初夏、15cmほどの柄に数個の黒紫色の花が咲きます。(H12.12.1指定)



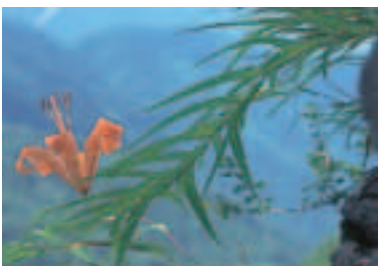
キバナコウリンカ キク科

石灰岩地に生育する多年草で、秩父から群馬県多野郡にかけての地域に固有の種です。夏、高さ50cmほどの茎の先に、黄色い花が咲きます。(H12.12.1指定)



トクソン ラン科

県東部地域の日当たりのよい湿原に生育する多年草です。春、高さ20cmほどの直立した茎の先に、紅紫色の花を1個つけます。(H12.12.1指定)



ミヤマスカシユリ ユリ科

武甲山の石灰岩の割れ目に生える多年草です。秩父地域で最初に発見され、その後茨城県にも分布することがわかりました。夏に5~10cmほどの橙色の花が咲きます。(H12.12.1指定)



ムカデラン ラン科

秩父地域の岩場に生育する常緑の多年草です。細長い葉が左右に二列に並び、ムカデのように見えることからこの名前がつけました。夏に、淡紅色の花が咲きます。(H12.12.1指定)